

檄文の「労働スバイ松本保」といふ節に於て、松本、川合、渡邊、安藤の諸君が川崎屋といふ料理屋にて藝妓を擧げて遊興したといふ事實を指摘して居るが、それは故意に甚しく事實を曲げたものである。真相は斯うである。五月廿日、南葛労働組合の渡邊、安田、鈴木、高橋幸三郎の二君が川崎屋にて會食した。その目的は川崎分工場の高橋君に誠陸會と車輻工組合との關係の経過を報告し、併せて同分工場に組合支部の設立を勧誘するためである。事實は唯だ其れだけのことである。それを會合者の姓名を勝手に想像し、藝妓の名まで結びつけて、しかも證人三名つきで虚妄の報告をして居るのは、一篇の小説を創作するつもりならば兎も角、之れに依つて我々を中傷せんとするのは、あまりに愚劣である。かくの如き虚報を真相も確めずに堂々と發表することそれ自身が、彼等の姦妄なる心事を暴露するものである。

更に一例を擧ぐれば、同檄文の「驚くべき事實」といふ節に於て、五月廿五日、關東鐵工組合の横石信一君、南葛労働組合の渡邊君、川合君、警視廳の藤本刑事等が汽車會社の樓上に於て密談したと吹聴して居るが、眞の報告たるや、全く根も葉もなき虚報にして、當日横石君は終日芝の中濱君宅に在り、渡邊川合の兩君も亦終日南葛組合の本部に詰めて居たのである。實に彼等の虚報製造たるや正氣の沙汰とは考へられない程度のものである。次に松本保君が彼等の問題になつて居るが、松本君は近く聲明書を出すさうであるから、そのことは追つて判明するであらう。只だ此の際一言して置くことは、我々と松本君が常に共謀して行動したといふ彼等の吹聴の虚偽なることである。

五

我々は進んで今回の車輻工組合の罷業に就いて語らねばならぬ。五月十九日に開かれた誠陸會の總會が車輻工組合員及び機械聯合會員のために攪亂されたことは前に述べた通りであるが、誠陸會は到底合同の不可能なるを知つて、自己と主張を同じくする關東鐵工組合に加盟して本所支部を設立すべく決意した。之れを知つた車輻工組合は大いに狼狽し、誠陸會の會員に暴行を加ふるのみならず、同月廿一日、同會の安藤向井の兩君が車輻工組合の發達を害すといふ理由を以て、亂暴にも二君の誠首を會社に要求したのである。彼等の主張たる組合自主論、組合提携論から見て、他組合の幹部の誠首を會社に要求するといふ根據は一體何處にあるのであるか。我々は廣く階級道德の上から之れを彈劾するのみならず、彼等自ら自由聯合を蹂躪しつゝあることを笑ふものである。會社は直ちに車輻工組合の要求を拒絶した。二十五日はあべこべに會社は車輻工組合の幹部十七名を誠首した。廿七日に組合は總會を開いて松本君を除名して氣勢を擧げた。誠陸會は、若し車輻工組合が安藤、向井二君の誠首要求を撤回するならば、同一利害に立つ労働者として十七名の解雇者の復職の運動をなすことを聲明した。然るに廿八日に至り、車輻工組合は十七名の復職と安藤向井の誠首とを會社に要求し、即時拒絶され、直ちに同盟罷業に移つたのである。そこで誠陸會は斷然彼等と袂を分ち、彼等に反對を宣明するに至つたのである。我々は同志の誠首を目的とする同盟罷業に同することは出來ないのみならず、労働階級の信義の上から、かくの如き無法なる行動に極力反對の態度を取つて下らないものである。之れ我々が已むを得ず、同志の同盟罷業といへども、之れに参加する能はざる所以である。

彼の大阪の汽車會社本工場に於ける大阪機械労働組合は今回の問題に關して幹部總會を開き、「我が大阪機械労働組合は從來提携し來れる關東車輻工組合と絶縁し、我等と主義主張を同じくし、同一行動を取り得る關東鐵工組合本所支部を全力を盡して援助する事を」決議し、更に同組合理事塚本重藏君を派遣したのを見ても、曲直が何れにあるかを判定することが出来る。

六

終りに一言することは、我が労働總同盟の態度の終始一貫公明正大なることである。始め誠陸會が車輻工組合との合同不可能を知つて關東鐵工組合の本所支部を設立せんと決意した時、我々はあくまで兩者の融和せんことに努め、誠陸會の決意を表示したビラが印刷されたにも拘らず、之れが撒布を差止めた程であつた。我等は何等の陋策を用ひず、陰謀を企てず、唯だ全労働階級の組合的團結を計ることのみに努力して來たのである。我々は山師的好計を好まない。我々はあくまで正々堂々階級道德の上に立つて、所信を實行するのみである。我々は、空理空論と山師的弄策を事とする者に向つては、それがたとへ労働階級に屬すといへば、労働階級の公敵として、極力之れが糺弾を聲明する者である。

大正十二年六月六日